



○長野県告示第80号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県木曾建設事務所において縦覧に供します。

平成15年2月17日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 河川の名称
木曾川水系 一級河川 西又川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成15年2月17日
- 3 廃川敷地等の位置
木曾郡開田村大字西野5596番1地先から木曾郡開田村大字西野5641番8地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 2,302.85平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河 川 課

○長野県告示第81号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を平成15年3月1日から次のように改正します。

平成15年2月17日

長野県知事 田中康夫

別表第2中

「	”	松本大名町支店	松本市
	”	松本支店	” を
株式会社あさひ銀行		”	” 」
「	”	松本支店	松本市
	”	松本大名町支店	” に改める
株式会社りそな銀行		松本支店	” 」

会計局